南アルプス市で頑張る
小規模企業者を応援します！

令和８年度

小口資金融資制度

小規模企業者の方が、事業経営に必要とする資金において、金融機関を通じて低利融資を受けられる制度です。
なお、融資を利用するにあたり必要な山梨県信用保証協会の信用保証料については、保証料補助（市：25%、県：20～23%）や利子補給の制度（市：借入金の1%を補助）も受けることができます。

資金の種類	用途	融資限度額	融資期間	貸出利率
設備資金	企業経営上必要な事業所の増改築及び施設の設置、機械購入のために要する資金	750万円 以内	3年以内	2.05%
			3年超5年以内	2.25%
			5年超7年以内	2.45%
運転資金	企業経営上必要な商品及び原材料の仕入れ等のために要する資金		3年以内	2.05%
			3年超5年以内	2.25%
緊急資金	流動負債、仕入代金及び賃金の支払い又は決済のために直ちに必要とする資金	50万円 以内	1年以内	1.85%

融資対象・条件

□小規模企業者（従業員数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあっては5人）以下の会社または個人）であること
□個人の場合、申込日以前1年以上市内に居住し、県内に店舗、工場または事業所を有していること
□法人の場合、申込日以前1年以上市内に店舗、工場または事業所を有していること
□税金を完納している会社または個人
□山梨県信用保証協会の保証対象業種である会社、または個人（すべて保証協会の保証付きとします）

◆取扱金融機関　山梨中央銀行・山梨県民信用組合・甲府信用金庫・山梨信用金庫

◆申込方法・詳細　取扱金融機関の市内各支店にご相談ください。

必要書類
○申込書（市様式）　○保証協会指定書類
○診査書（商工会記載のもの）○納税証明書　○決算書・申告書の写しの2期分

《お問合せ》南アルプス市役所商工振興課　商工支援担当
Tel／055-282-2188　住所／南アルプス市小笠原376　西別館2階